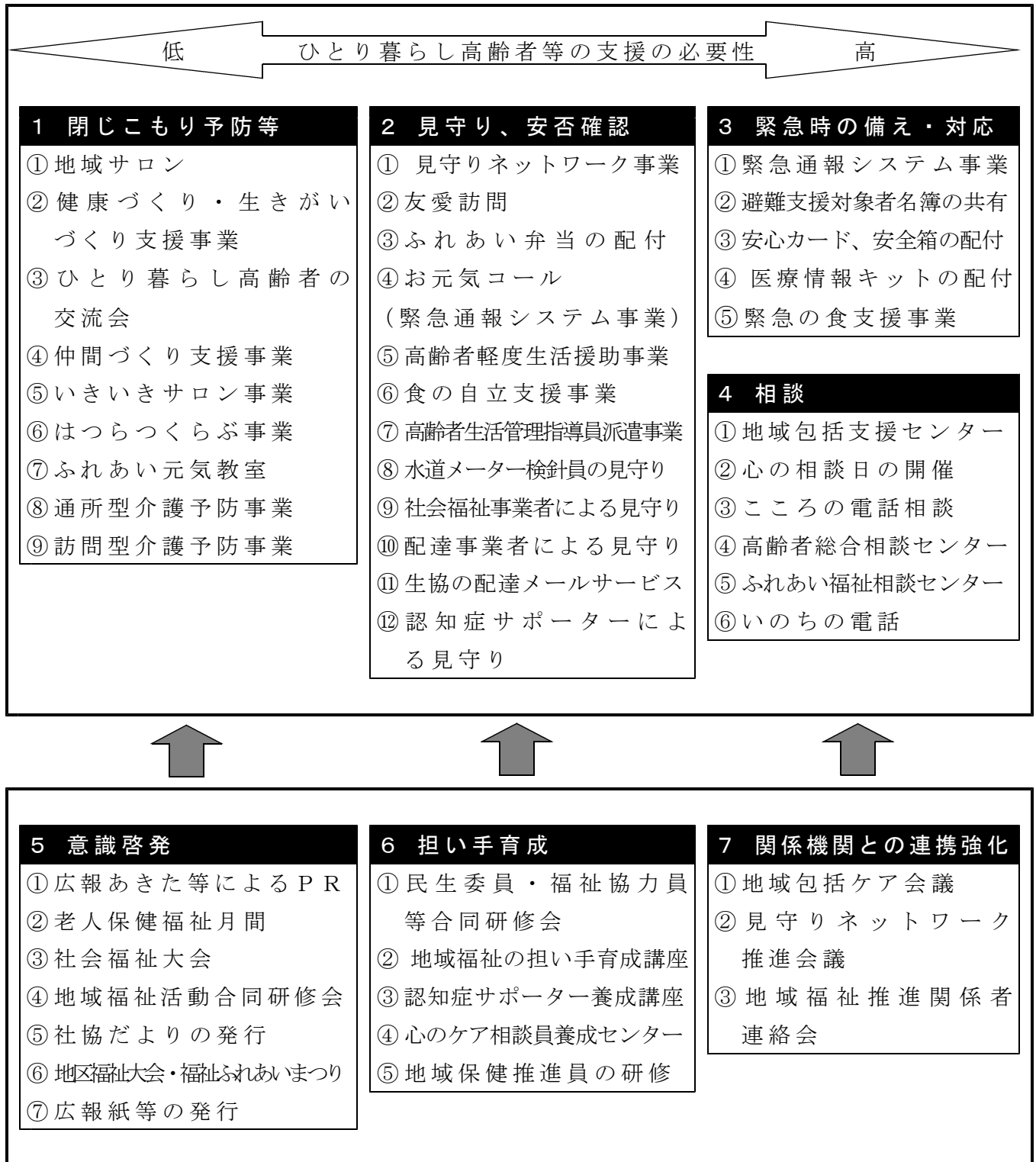


## ひとり暮らし高齢者等を孤立させないために

～ 第 2 次秋田市地域福祉計画重点事業 1 「孤立死を出さない地域づくり」～



※ 取組内容等は 2 ページ以降に記載しています。

# 1 閉じこもり予防等

高齢者等の閉じこもりを予防、地域との交流を促進し、孤立化を防ぎます。

取組名	実施主体	概要
① 地域サロン	地区社協 <sup>*1</sup> 、 地区民児協 <sup>*2</sup> 老人クラブ等	地区社会福祉協議会、民生児童委員協議会、老人クラブ等が地区の実情に応じて地域サロンを開催し、地域の高齢者相互の交流、親睦を深めます。
② 健康づくり・ 生きがいづくり 支援事業	地区社協	主に65歳以上の高齢者を対象として、38地区社会福祉協議会が軽スポーツ、趣味活動、健康づくり、交流事業などを行います。
③ ひとり暮らし 高齢者の交流会	地区社協	各地区において、ひとり暮らし高齢者を対象とした日帰り旅行や昼食会などを行い、地域の高齢者相互の交流、親睦を深めます。
④ 仲間づくり支 援事業	地域保健推 進員会等	心の健康づくりに関する学習会や地域の交流を深めるための活動を行います。
⑤ いきいきサロ ン事業	市介護・高 齢福祉課	おおむね65歳以上の高齢者を対象として、軽スポーツ、ヨガ、健康教室等を行います。
⑥ はつらつくら ぶ事業	市介護・高 齢福祉課	65歳以上で、要介護・要支援認定を受けていない高齢者を対象として、ザ・ブーン等の運動施設で水中運動や、地域の福祉施設等高齢者に身近な施設で介護予防教室を行います。
⑦ ふれあい元気 教室	地域保健推 進員等 市保健予防 課	地域保健推進員等が各地域において、高齢者の閉じこもり予防を目的とするふれあい元気教室を行うとともに、市が全市を対象とする教室を行います。
⑧ 通所型介護予 防事業	市介護・高 齢福祉課	特定高齢者 <sup>*3</sup> を対象に、デイサービスセンター等で、個々に必要なプログラム（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上）を提供します。
⑨ 訪問型介護予 防事業	市介護・高 齢福祉課	心身の状況などにより通所による介護予防事業などへの参加が困難な特定高齢者を対象に、保健師などが訪問し、生活機能に関する課題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導を実施します。

①地域サロン、③ひとり暮らし高齢者の交流会は、市社会福祉協議会の地域福祉活動メニュー選択事業です。

\*1 地区社協

市内38地区に組織される地区社会福祉協議会の略称

\*2 地区民児協

市内38地区に組織される地区民生児童委員協議会の略称

\*3 特定高齢者

要介護・要支援認定者以外で、生活機能評価を受診した結果、介護予防事業への参加が望ましいと判定された高齢者

## 2 見守り、安否確認

ひとり暮らし高齢者等が心身が虚弱等の理由で自ら積極的に地域の人等との交流機会を持つことが困難な場合であっても、フォーマルサービスの利用や地域の福祉活動による見守りを行い、孤立化を防ぎます。

取組名	実施主体	概要
① 見守りネットワーク事業	市社協、 地区社協	民生委員・町内会・福祉協力員等の協力を得て、見守りの必要な世帯の見守り・声かけを行います。
② 友愛訪問	民生委員、 老人クラブ	ひとり暮らし高齢者等の訪問、声かけを行います。
③ ふれあい弁当の配付	地区社協、 婦人会等	市社協の地域福祉活動メニュー選択事業として、ひとり暮らしの高齢者を対象に、ふれあい弁当を配付します。
④ お元気コール（緊急通報システム事業）	市介護・高 齢福祉課	おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、緊急通報システムを利用している方に、週1回、電話等による安否確認を行います。
⑤ 高齢者軽度生活援助事業	市介護・高 齢福祉課	おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者などに援助員（シルバー人材センター）を派遣し、日常生活上の軽易な作業（外出の付き添い、食材の買い物、草取り、雪よせ等）の援助を行います。
⑥ 食の自立支援事業	市介護・高 齢福祉課	おおむね65歳以上の食事の調理が困難なひとり暮らし高齢者等の居宅に訪問し、栄養のバランスがとれた食事を提供すると同時に安否確認を行います。
⑦ 高齢者生活管理指導員派遣事業	市介護・高 齢福祉課	65歳以上の要介護・要支援状態に該当しないひとり暮らし高齢者などで、調理、洗濯、掃除などのお手伝いが必要な場合に生活管理指導員（ホームヘルパー）を派遣します。
⑧ 水道メーター検針員の見守り	市上下水道 局	水道メーター検針業務の実施にあたり、委託事業者（秋田管工事業協同組合）が、地域との連携によりひとり暮らし高齢者の見回り等を行います。
⑨ 社会福祉事業者による見守り	民間事業者	在宅介護支援センター等社会福祉事業者が地域へ訪問する際、サービスの提供にあわせて、利用者および近隣の見守りを行います。
⑩ 配達事業者による見守り	民間事業者	新聞、郵便、牛乳、乳飲料等の配達事業者が配達にあわせ、見回りを行います。
⑪ 生協の配達メールサービス	民間事業者	生活協同組合連合会コープ東北サンネット事業連合では、ひとり暮らし高齢者に個人宅配配達した際の在宅状況を、離れて暮らすご家族へメールでお知らせします。
⑫ 認知症サポーターによる見守り	認知症サポ ーター	認知症サポーターが認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人やその家族に対して暖かい目で見守ります。

### 3 緊急時の備え・対応

日ごろから緊急時に備え、ひとり暮らし高齢者等の安全、安心を確保します。

取組名	実施主体	概要
① 緊急通報システム事業	市介護・高齢福祉課	ひとり暮らし高齢者等に携帯用無線送受信機および専用通話機を貸与し、急病や災害などの緊急時に消防署などへ出動要請するとともに、協力員へ安否確認を依頼します。
② 避難支援対象者名簿の共有	市地域福祉推進室	避難支援対象者名簿を民生委員や消防署等の関係機関へ提供し、防災等の活動に役立てます。 自主防災組織や町内会等では、災害発生時を想定し、名簿をもとに災害時要援護者と支援者の顔合わせを行い、日ごろからの交流を促進します。
③ 安心カード、安全箱の配付	地区社協、町内会等	ひとり暮らし高齢者等を対象に、身近な生活用品を入れて、緊急時(入院・災害・災難等)にはすぐに持ち出せるよう備えておくための安心箱を配付します。
④ 医療情報キットの配付	町内会、地区社協等	災害時等に備え、緊急連絡先や常備薬などの緊急情報を入れ、冷蔵庫に保管し、緊急時に迅速に情報を入手できるための容器を配付します。
⑤ 緊急の食支援事業	市社会福祉協議会	その日の食事のままならない方に対し、食料品の支給するとともに、専門相談機関を紹介します。

### 4 相談

日常的には他との交流を望まない高齢者等であっても、困った時には相談等に応じ、孤立感を解消します。

取組名	実施主体	概要
① 地域包括支援センター	市介護・高齢福祉課	介護保険外のサービスを含む高齢者や家族に対する総合的な相談・支援を行います。
② 心の相談日の開催	市健康管理課	精神科医が直接相談に応じる「心の相談日」を毎月2回開催します。
③ こころの電話相談	県精神保健福祉センター	生活の中で感じる不安や悩みごとの相談に応じます。
④ 高齢者総合相談センター	秋田県長寿社会振興財団	お年寄りとその家族のあらゆる悩みごと、心配ごとの相談に応じます。
⑤ ふれあい福祉相談センター	市社会福祉協議会	市社会福祉協議会に相談センターを設置、相談員を配置し、日常生活の悩みごとの相談に応じます。必要に応じて在宅訪問相談も行います。
⑥ いのちの電話	秋田いのちの電話	孤独の中であって、助け、慰め、励ましを求めている人に、電話を通じて対話し、心の支えになります。

## 5 意識啓発

市民一人ひとりが地域福祉に関する意識を持ち、活動するための意識づけを行います。

取組名	実施主体	概要
①「広報あきた」等によるPR	市地域福祉推進室等	広報あきた等により地域福祉の理念の普及啓発や地域福祉活動の実践事例の紹介を行い、市民一人ひとりの福祉に対する理解や支え合いの意識を醸成します。
②老人保健福祉月間	市介護・高齢福祉課	老人の日を迎える9月を「老人保健福祉月間」と位置づけ、高齢者の社会参加のほか、市民一人ひとりが高齢者や高齢期のあり方について関心と理解を深めるための取組を進めます。
③社会福祉大会	市社会福祉協議会・市民生児童委員協議会	講演や活動発表等を通して市民の福祉意識の高揚を図ります。
④地域福祉活動合同研修会	市社会福祉協議会	地区社会福祉協議会役員・民生委員児童委員・町内会長・福祉協力員や関心のある方を対象に、小地域における地域福祉活動のあり方についての研修を行います。
⑤社協だよりの発行	市社会福祉協議会	市社会福祉協議会の活動を広報するとともに、地区社会福祉協議会が行う活動を掲載し、地域での地域福祉活動を周知します。
⑥地区福祉大会・福祉ふれあいまつり	地区社協	地区において、講演や体験発表等を行い、地域住民に地域福祉をPRするとともに、意識の浸透を図ります。
⑦広報紙等の発行	地区社協、地区民児協、町内会等	広報紙を発行し、地域福祉のPR等を行います。

## 6 担い手育成

地域において、高齢者等を支援する地域福祉の担い手を育成します。

取組名	実施主体	概要
① 民生委員・福祉協力員等合同研修会	地区社協	地区社会福祉協議会、地区民生児童委員協議会、各種団体、町内会長、福祉協力員、福祉に関心のある住民等を対象とする研修会を開催します。
② 地域福祉の担い手育成講座	市地域福祉推進室	地域における地域福祉活動の担い手として中核となる人材の育成を図ります。
③ 認知症サポーター養成講座	市介護・高齢福祉課	認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職場において認知症の方や家族を支援する認知症サポーターを養成するため、認知症の基礎知識や権利擁護、認知症の人への対応などの研修を行います。
④ 心のケア相談員養成セミナー	市健康管理課	心の悩みを抱えた人等に適切に対応できるよう市民等を対象に、見守りや相談対応能力を高めるための研修を実施します。
⑤ 地域保健推進員の研修	市保健予防課	地域のつながりを深めるためのテーマを取り上げ、地域で心の健康づくり活動等に取り組めるよう、研修を実施します。

## 7 関係機関との連携強化

ひとり暮らし高齢者等が地域で安心して暮らせるよう、地域の様々な関係者間でネットワークを構築し、高齢者等を継続的かつ包括的にケアしていく体制づくりを推進します。

取組名	実施主体	概要
① 地域包括ケア会議	市介護・高齢福祉課	支援を必要とする高齢者等に適切な支援を行うとともに、問題の発生を防止するため、地域包括支援センターを中心に、地域における様々な関係者のネットワークを構築します。
② 見守りネットワーク推進会議	市社協 地区社協	小地域福祉活動を推進するため、必要に応じて地域包括支援センター等専門機関を含めた会議を開催し、地区社協、民児協、町内会、ネットワーク協力者等と情報を共有、地域の情報把握に努めます。
③ 地域福祉推進関係者連絡会	市地域福祉推進室、 市社協	地域福祉の担い手である地区社協、地区民児協、連合町内会等の各会長等を対象として連絡会を開催し、情報提供するとともに、3者が連携して地域福祉を推進する態勢の構築を図ります。